

第3回 群馬東部水道企業団水道料金審議会 会議録

会議名	第3回群馬東部水道企業団水道料金審議会
日時	令和2年11月16日(月) 午後2時00分～午後4時00分
場所	群馬東部水道企業団 太田本所3階 3B会議室
内容	1 開会 2 挨拶 3 第2回水道料金審議会の質問の回答 4 令和元年度決算について 5 現行料金における財政計画について 6 料金統一における課題 7 料金統一の基本方針 8 その他(次回開催日程及び審議内容) 9 閉会
資料	次第 令和元年度決算について 現行料金における財政計画について 料金統一における課題 料金統一の基本方針 第4回群馬東部水道企業団水道料金審議会の開催について

【第3回水道料金審議会】

1 開会

群馬東部水道企業団水道料金審議会条例第6条第2項に基づき、12名の委員のうち8名が出席しており、過半数の出席により審議会が成立していることを報告。

2 挨拶

篠木局長よりあいさつをおこなった。

発言者

審議内容

(議事)

群馬東部水道企業団水道料金審議会条例第6条第1項に基づき、会長が議長となり、議事を進行した。

3 第2回水道料金審議会の質問の回答

議長

今回で3回目の審議会となりますが、確認といたしまして、これまでの第1回、第2回の審議会の内容を振り返りたいと思います。

まず、第1回目の審議会におきましては、水道料金の統一までの流れと群馬東部水道企業団の広域化の流れについて説明を行ないました。そして、第2回目の審議会におきましては、市村委員より、水道料金のしくみについてご講演をいただき、水道事業の現状といたしまして、施設・管路の状況や経営状況、今後の見通しについて、群馬東部水道企業団の水道料金について説明を行ないました。

それでは、第2回水道料金審議会委員の皆さまから、事務局に対しまして、ご質問を頂きました内容につきまして、改めて事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。それでは事務局の方で、前回の質問に対しての補足の回答をしたいと思います。

まず1点目は、施設の最大稼働率ということで回答が69.74%とお答えしたのですが、その根拠として日最大取水量189,370m³を施設能力271,544m³で割ったパーセントとなります。

2点目は、「管路は法定耐用年数を過ぎた割合が低く、管路の更新は進めていて、老朽化が進んでいないように見えるが、有収率が低い原因とは何か」ということで、耐用年数が過ぎていなくても、耐用年数に近づいた塩ビ管とか土質が悪いところに埋設されている鋼管からの漏水があるということです。管自体ではなく、接続してある部分のつなぎ目からの漏水があるということになります。

	<p>企業団では、漏水している管について随時更新等をしてはいますが、現状は調査不足もあり、今後はエリアを拡大して予算を増やして漏水調査を進めて、計画的に布設替え等の工事等を実施して有収率の向上に努めたいと思います。</p> <p>4 令和元年度決算について</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは本日の議事に入らせていただきます。次第4 令和元年度決算について 資料1、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	(令和元年度決算について説明)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、事務局より、令和元年度決算について説明がありました。只今の説明に関しまして、ご意見や質疑はございませんか。</p>
委員	<p>6ページの減価償却費について確認をしたいのですが。減価償却は全ての資産を定額法で算出していると考えてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>水道施設のほとんどが定額法でやっていますが、水道メーターは取替法で計上しています。</p>
委員	<p>償却額は、何割くらいですか。</p>
事務局	<p>50%まで減価償却でき、そこからは減価償却しないというような方法としています。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にご意見や質疑はございませんか。</p>
委員	<p>8ページで、27年度の決算を見ますと、みどり市の経常利益が1億ですが、純利益でいうと逆に2億4千万の赤ということで、おそらく3億5千万以上の特別損失があったと思うのですが、これはどういうことなのか教えていただければと思います。</p>
事務局	<p>みどり市が当時水道庁舎をもっておりましたが、教育部が実際に使用しておりました。企業団になるときに、水道庁舎につきましてはみどり市の教育部の財産とするということになりましたので、そこにありました土地や建物の残存価格等を引きまして特別損失ということで計上しております。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>他にご意見や質疑はございませんか。</p>
委員	<p>11ページですが、参考ということで、建設改良費の推移が令和元年まで示されておりますが、来年以降の大体の見込みはどうか。</p>

	<p>それと12ページの2段目、配水管の新設と交換工事が35,716.5mのことですが、今後どのくらいの交換工事を予定しているのか。この後にお話があるかと思いますが、一応聞いておきたいのでよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>令和2年度に関しましても、建設改良費は70億円と同じ程度となる見込みです。布設替工事、新設工事も同じくらいの事業量を見込んでおります。</p> <p>最初の部分で事業費が低かったのは交付金の交付率が低かったためです。</p>
議長	<p>5 現行料金における財政計画について</p> <p>他にご意見や質疑はございませんか。ないようですので、次の次第に進めさせていただきます。続いて、次第5 現行料金における財政計画について 資料2です。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(現行料金における財政計画について説明)</p>
議長	<p>只今、事務局より、現行料金における財政計画について説明がありました。只今の説明に関しまして、ご意見や質疑はございませんか。</p>
委員	<p>このままいくと料金を改定しなければならないのは分かりますが、料金改定をしないでこのままどのくらいもちこたえられるのか。最後に赤字になると書かれていますが、水道事業は独立採算制ということで一般会計からの繰入はよろしくないが、いつ頃まで改定しなくてよいのか、例えば5年くらい、あるいは2～3年のうちに改定しないとだめなのか、その辺の見込みを教えてください。</p>
事務局	<p>料金改定をしなければ、更新事業が先送りになってしまい、そうすると将来世代の大きな負担になってしまいます。それを考えますと、先ほどの13ページにありましたが、収益的収支は令和9年度に赤字となる見込みです。建設改良費につきましては、令和6年度まで補助金をいただけますけど、それがなくなると同時に資金がなくなってしまうので、できればこの段階で料金改定を行いまして、将来的な負担をなくしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>今、現在までは補助金でなんとか持ちこたえている。先ほどの説明ですと、令和6年で国の補助が終わる。その後は本当はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>企業団も補助金をいただければと思って色々他のメニューを探していますが、まだないようです。これからも探して費用に充てることを考えていきたいと思っております。</p>

委員	<p>私がなぜそれを聞いたのかと言いますと、今、国がコロナの補助金、給付金等で非常に多く出しています。コロナ以上に水は必要性が非常に強いと思いますが、国がコロナの方に非常にお金を使っているのです、例えば地震対策など緊急性がある工事に対応できれば良いと思ったからです。</p>
議長	<p>最後にご意見に対して回答はよろしいですか。では他にご意見や質疑はございませんか。</p>
委員	<p>今回の料金統一には直接将来的に影響しないと思うのですが、支出の方で、特に管路ですが、7ページでダクタイル鋳鉄管は一律80年で更新ということで、考え方ができているのかどうかというところなのですが、仮に、もしそうだとすると、前回の質問の回答がありました、土壌によっては腐食したりして早く更新しなければいけないというのがあると思います。例えば、それだとおそらく80年ももたなくて、管によっては50年ちょっとで腐食して穴が開いてしまうことがあると思います。あとは最後のところにあるように、安定給水のために地震等が発生しても断水が発生しない、例えば、配水池まで水がいったらそこで配れるのですが、そこまでの基幹管路みたいなものは早めに取り替えたり等、もうちょっと前倒ししてもいいような場面というのがでてくるのではないかと思いますので、そのあたりの考え方がありましたらお聞かせください。</p>
事務局	<p>6ページに配水本管と配水支管とありますが、300mm以上の配水本管を実使用年数でみておりまして、支管に関しては基準年数を延長して、区切りをつけさせていただいています。</p> <p>先ほど話しましたダクタイル鋳鉄管ですが、実際80年と言われてはいますが、100年くらいもつのではないかというのがあります。塩ビ管に比べて腐食にも強くて、耐震性もあって改良性があるということで、企業団としてはダクタイル鋳鉄管で布設替えを進めています。</p> <p>それと先ほどもありました企業団としての管路更新の考え方に関しまして、老朽管ということで石綿管をまず第一に更新していきまして、それが終わった令和6年度以降には重要給水管と言いまして、病院や学校、公民館の給水管の布設替えを進めていく所存でございます。それと同時に石綿管の更新が終わった町や市に関しては、漏水の多い塩ビ管等の更新を進めていく計画でございます。</p>
委員	<p>漏水調査が進んでいないようでしたので、心配で申し上げました。ありがとうございました。</p>

議長	<p>他にご意見、質問等ございませんでしょうか。</p> <p>では、会長からこういった質問等は少し難しいとは思いますが、せっかくですので発言させていただきます。</p> <p>今回の資料を拝見している限りですと、企業団として引き継いだ時点で従来であれば各市町村等で更新をしておくべきであったものの、更新が全部積み残された状態で引き受けて、更新費用が大量にかさんでいるところを少しでもうすめられるところはうすめて、延ばしつつかつ料金は上げることでそれを中和していこうという方針であるということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>広域化の時にお話ししましたとおり、事業統合を実施しない場合、令和4年度には全部赤字になってしまいますので、赤字にならずに更新工事を行っていきたいということで統合を実施しました。</p> <p>ただ、更新できていない資産もたくさんありますので、今回の料金統一に合わせて、必要な費用を回収してリスクの少ない水道システムを構築していきたいと考えております。</p>
議長	<p>広域化をしない状態であればおそらく、各市町村の裁量、財源、権限の中においては、これらの更新はほぼ不可能ということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。維持管理もその町ごとにしなくてはなりません。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。おそらくこの先の議論の前提として必要になるかと思いますので確認させていただきました。</p> <p>では、他に今の話等を受けてでも構いませんが、質問等ございませんでしょうか。</p> <p>ないようですので、10分間の休憩をはさんだあと、次の話題にうつりたいと思います。</p>
議長	<p>6 料金統一における課題</p> <p>では、再開いたします。次第6 料金統一における課題について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(料金統一における課題について説明)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、事務局より、料金統一における課題について、説明がありました。只今の説明内容に関しまして、ご意見や質疑はございませんか。</p>

<p>委員</p>	<p>まず14ページの基本料金と従量料金の割合のところ、基本料金31%、従量料金69%と書いてありますが、この比率を変えることは可能かどうか。なぜこのような比率になっているのか。</p> <p>次に16ページの表で、各市町村で差がありますが、具体的な料金でどのくらいの差がでるのか知りたい。</p> <p>最後は、18ページの地下水のところですが、企業団区域内では大企業が以前から水道を使わず、地下水を掘って使っている。当然、先ほど説明があったように、水道料金が高額になるために、自分で施設をもって地下水を利用しています。地下水利用について、東毛地区は地盤沈下の問題で規制があるのではないかと。緩やかになったのか分かりませんが、東毛地区では工事をするとき、大部分といってもおかしくないくらい大きな会社では地下水を使っていると思いますので、その辺の規制、難しいとは思いますが、水の利用が変わってくるかと思っています。</p> <p>その3点です。よろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はじめに、固定費についてですが、これは日本水道協会が出しています料金算定の手引きにそって固定費を算出しています。必要な経費として基本料金で固定的に回収していきたいと考えております。</p> <p>2点目の料金格差については次回提示していきたいと思っております。</p> <p>最後に、地下水についてですが、確かに東毛地区は規制対象となっておりますが、県の条例に沿ってとなりますので、水道での地下水の規制はできないと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>業者が届けを出さずに地下水をとった事実があるので、確認の意味で質問させていただきました。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>では他にご意見、ご質問等ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>14ページに経費を分類した表がありますが、需要家費5%、変動費6%、固定費89%と固定費が非常に大きいことが分かります。この固定費を全額水道料金で賄うということになりますと、かなり無理があるのではないかと思います。従って、固定費の部分を自治体ごとに水を使う人口に比例して配分し、水道料金から除外してはいかがかなと思います。固定費の全額とは言いませんが、例えば半額でも自治体に配分をして負担してもらい、そうすることにより変動幅が少なくなると思っておりますがいかがでしょうか。</p>

	<p>前回の水道料金のしくみの中で、水道料金の収入をすべて水道料金の収入で賄えばいいという話があったと思いますが、こういった形で考えられないでしょうか。</p>
事務局	<p>もともとは3市5町別ですが、水道料金に関しましては、一水道事業同一料金という原則がありまして、それに基づいて料金負担の公平性が保てます。今回は、同じ料金にして1つにまとめていきたいと考えています。基本的には市町村別で負担を考えることはせずに、同一料金の中で固定費を確保したいと考えています。</p>
委員	<p>ということは、固定費を各自治体に配分をするという考えはないということですね。</p>
事務局	<p>水道の仕組み等を説明してまいりましたが、独立採算が原則でありますので、各自治体からの繰入金などは考えておりません。</p>
委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>では他にご意見、質疑等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>基本水量と基本料金について違いがよく分からないので教えて下さい。</p>
委員	<p>14ページのところで、基本料金というのは固定費のうちこれだけいただきますよというのが基本料金で、通常だと基本水量というのはついていないのですが、基本水量を例えば5 t、10 tとあるのは、水道料金のうち5 t、10 t分の従量料金を基本料金の中に入れて、基本料金として徴収するのが基本水量ということです。それを無くすということは、全部従量料金で1 tから料金を取りますということになります。</p> <p>基本水量というのは、基本料金と別ものだと思っていただければ良いと思います。</p>
委員	<p>何故、基本水量というのですか。</p>
委員	<p>今の水道というのは元々、明治の時代に始まっているのですが、外国からコレラとか入ってきて、それまでは圧をかけないでトイレを流すような水道だったのです。それでコレラが流行ったことで今の水道になったのですが、最低限例えば10t一般の家庭で使ってもらわないと非衛生的だということでそういう仕組みにしたのですが、今はそういう時代ではないので、原価の立場からは1tでも使えば従量料金としていただいた方が公平だろうということで、今は基本水量をなくすような方向にいています。</p>
委員	<p>古い仕組みということですか。</p>

委員	<p>そうですね、ある意味ではこの今の水道が始まった時代の仕組みというふうに考えていただいて良いと思いますが、まだまだ基本水量を基本料金の中に含めてとっている水道事業体もけっこう多いです。元々そういうふうには水道料金表ができていますので。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他にご質問等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>本管は別として、支管あるいはそれ以外の緊急で直さなければならないところはどのくらいの金額がかかるのか。かなり工事をしているかと思いますが、太田市はほとんど石綿管の工事は終わっていると思いますが、板倉のほうは大分残っているかなと思います。今後、工事がどれくらいあるのか、分かれば参考までに聞きたいと思います。</p>
事務局	<p>老朽管の更新に入る前に、石綿管を第一に更新していきまして、それが終わったら、重要給水管や塩ビ管等の更新を計画しています。本管以外につきましては、漏水調査を大規模に実施していきまして、漏水しているところを発見して順次補修していくことで、有収率を向上させていきたいと思っています。</p>
委員	<p>市は結構予算があって直せたと思うのですが、小さな町ですと今まで工事ができておらず、結構残っているのかなと思います。緊急的に直さなければならないところは、何カ所くらいあるのか把握しているのでしょうか。</p>
事務局	<p>漏水が起きれば順次補修していき、大規模な漏水であれば計画を立てて、修繕ではなく工事として発注しております。また、工事は、交付金をもらっているので3市5町均等に発注しており、令和6年度には石綿管が残っている箇所はほぼ、なくなるペースで進めております。</p>
委員	<p>分かりました。工事はほぼなしということではよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>一部の市町で令和6年度以降も石綿管は残りますので、それらは交付金なしで進めていく予定です。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
事務局	<p>補足いたします。年間の漏水による工事件数が約900件あります。ただし、この900件で漏水が全て直っているわけではなく、全ての漏水を直そうとすれば1,000件以上はあるかと思っています。漏水工事に関する費用は年間約2億円で、最大限出せる金額で対応しています。財政的に余裕があれば、もう少し早く修繕対応をかけて、有収率を高めることは可能かと思いますが、今の財政状況ではこの金額が限度となっています。</p> <p>もう1点は漏水調査に関してですが、本来は積極的に漏水調査を行うべきで年間1億円をかけていますが、それでも足りない状況にあります。</p>

<p>議長</p>	<p>漏水件数は今後右肩上がりでは上がっていく見込みであり、それに関する経費も上がっていく見込みです。</p> <p>では他に質問、ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>それでは私から、この内容について取りまとめをさせていただきます。今回、総括原価方式を導入するということですが、総括原価方式とは、かかった原価を最終的に料金で埋めていくという仕組みです。原価にあたる水道設備、例えば浄水場や配水管が大きすぎると、当然原価もたくさんかかることとなります。今回は3市5町合併して、必要となる設備の規模を適正にしています。また、水道というのは使う人が多くて、たくさん一気に作ってしまった方が、水を作るコストは相対的に下がります。各市町村が従前バラバラで水を作るよりも、まとめて作って配る方が効率は良くなります。これにより原価を小さくした上で、それを3市5町で山分けするというのが今回の料金統一のコンセプトになるかと思えます。</p> <p>今回、結果的に値段は上がってしまう市町村としては、なぜ上がってしまうのか納得がいけないというご意見が出るのは分かりますが、各市町村の小さな区切りで事業を進めていると、おのずと人口減少の影響を大きく受けて、小さな人数のために立派な浄水設備を作って水を流さなければならない、そうすると非常に原価がかかることとなります。</p> <p>各市町でご意見はあるかと思えますが、できれば全体で3市5町一体となって大きな人数をもって大きくケアをしていく形で最終的に話をまとめていきたいと考えております。</p> <p>その上で問題となるのが地下水の件ですが、これを進めていくと、大口利用者の地下水への移行が問題となってくるかと思えます。一般人は自分で井戸を掘って水を取るといったことはしないので、普通の加入者は普通に費用を払う一方で、大口利用者が水道設備の費用を持ってくれないことになり、せっかく作った浄水場の水の効率も下がってしまうこととなります。この問題については、個人宅向けの料金とともに考えていかなければならない問題だと思えます。</p> <p>以上、現在考えなければいけない問題と今なぜこういった会をもつことに至ったところについて取りまとめさせていただきました。</p>
<p>議長</p>	<p>7 料金統一の基本方針</p> <p>では、最後にもう一つ議題が残っておりますので、次第7 料金統一の基本方針について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(料金統一の基本方針について説明)</p>
<p>議長</p>	<p>只今、事務局より、料金統一の基本方針について、説明がありました。</p>

委員	<p>只今の説明に関しまして、ご意見や質疑等はございませんか。</p> <p>3ページの期間なのですが、令和10年度までの7年間というのはちょっと長いような気がする。例えば5年とした場合に影響はどうなるのか。</p>
事務局	<p>短い期間で急激に上げますと特定の人に負担がかかってしまいますので、それをなくしたいと考えております。</p> <p>また、令和6年度までは補助金が出ており、それに沿った整備計画を作成しております。その後の4年間は、算定期間の基準である3年から5年に基づいて、合計7年間で料金算定を行っていきたいと考えております。</p>
議長	<p>他にご意見や質疑等はございませんか。</p> <p>特にこの資料の最後のスライドはよくまとまっており、現在話題になっている携帯電話の値下げと同じで、使ってもいないのに使用料金を支払っている点と使えば使うほど高くなる点という従来の水道料金の持っていた悩ましい問題点をこの際改めてしまおうという料金体系の方針は、注目すべき新しいことであり、まだ他市ではできていないところになります。これが上手く働けば、結果的に良くなるかと思えます。</p> <p>ただ、水道料金を決めるにあたっては、先ほど総括原価方式でも説明しましたが、過剰な設備、過剰な投資、過剰な資産を持っている、震災や災害に備えるためにある程度の余裕というのは必要ですが、過剰に原価をかけてしまうと結果的に料金も上がってしまいます。我々委員にとっては、過剰な原価なのか妥当な原価なのか少し判断が難しいかと思いますが、これまでの説明の中で、設備の更新ができていない点、あるいは、古い浄水場は廃止して新しく機能もいい浄水場に集約していくという方針が描かれていますので、現状においては過度な資産の持ちすぎという心配はないと思います。この先、料金を議論するにあたって、この点をチェックポイントとして検討していただければと思います。</p>
	<p>8 その他(次回開催日程及び審議内容)</p> <p>他に質問等はございませんか。</p> <p>それでは最後の次第8 その他 次回開催日程及び審議内容について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(次回開催日程と審議内容について説明)</p>
議長	<p>只今、事務局より次回開催日程及び審議内容の説明がありました。只今の説明に関しまして、質疑等はございませんか。</p> <p>他に質疑はございませんようですので、以上をもちまして会議を終了し、議長の職を終らせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>9 閉会</p>